

阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業
アイヌ文様包装デザイン商品化調査業務委託に係る企画提案募集要項

1 業務目的

本業務は、アイヌ文様デザインを取り入れた商品を活用し、これら商品の流通を通じて、消費者や観光客等にアイヌ文化に触れる機会を創出し、認知度や関心度の向上を図り、アイヌ文化の普及を促進していくことを目的とする。

2 業務内容

別紙①「アイヌ文様包装デザイン商品化調査業務委託について」、別紙②「アイヌ文様包装デザイン商品化調査業務委託要求水準書」のとおり。

3 実施期間

実施期間は、契約締結日から令和6年3月22日までとする。

4 参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ア 2023・2024年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に、取扱品目「広告、企画」の登録があること。
 - イ 釧路市内に本店又は釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、入札・契約締結等の委任を受けている支店・営業所等を有していること。
 - ウ 類似する業務委託の受注実績を有する者であること。ただし、コンソーシアムを組成する場合には、類似する業務委託の受注実績を有する者を含むこと。
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
 - カ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

キ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案に係る手続き

(1)参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

釧路市告示4(1)アに記載する提出書類。

イ 提出期間

令和5年5月15日から令和5年5月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

郵便番号 085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号
釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室(担当:糸井)
電話:0154-67-2552

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)によることとし、電子メールやFAXによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2)企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類(以下、「参加表明書等」という。)による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書(様式第3号)により通知する。参加資格が適合と判定された者(以下、「資格適合者」という。)は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

釧路市告示5(1)アに記載する提出書類。

※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。(任意様式)

イ 提出部数

正本1部 副本9部

ウ 提出期間

令和5年5月24日から令和5年6月7日までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)によることとし、電子メールやFAXによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(3) 企画提案書の提出にあたっての留意事項

- ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。
- イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。
- ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。
- エ 副本9部のうち7部については、提案事業者を特定できる表現(たとえば、会社名など)はすべて黒塗りにするなどして特定できないように加工すること。

(4) 失格となる資格適合者

資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。
- イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。
- ウ 本募集要項4に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。
- エ その他、本募集要項の定めに反した場合。
- オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書(様式第5号)により通知する。

- ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

- ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。
- オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、様式第6号により電子メールまたはFAXにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

(2) 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4) 受付期間

令和5年5月23日から令和5年5月30日までの毎日、9時から17時まで。

(5) 回答方法

質問に対する回答方法は、質疑応答集を作成して、質問を市が受理した日から2日以内(土曜日及び日曜日を含まない。)に、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信するものとする。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者(以下、「資格適合者」という。)に対しては、書面(様式第3号)によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面(様式第3号)によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、募集要項5(5)の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面(様式第5号)によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーションを経た上で、内容審査を行い、最優秀提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

| 評価項目 | 評価基準 | 要求水準書位置づけ | 配点 | 評価点数 | | | | |
|---------------------|---|---|-------|------|----|---|----|---|
| | | | | 優 | 良 | 可 | 不可 | |
| 実施体制及び業務実績 (20点) | 本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、責任者、スタッフ等を確保しているか。 | 1(1) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 | |
| | 類似業務の実績があり、本事業に必要な能力を有しているか。 | 1(2) | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 | |
| 企画提案内容 | 1 企画概要 (20点) | 本事業の目的やアイヌ文化を理解した提案となっているか。 | 2(1)① | 15点 | 15 | 8 | 4 | 0 |
| | | 提案する事業の構成内容や実施スケジュールが適切か。 | 2(1)② | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 2 アイヌ文様デザインを活用した新たな商品開発 (20点) | アイヌ文様デザインを活用した新たな商品開発又はアイヌ文様デザインを取り入れた新たな商品パッケージ開発は、効果的かつ実現性のある内容となっているか。 | 2(2)① | 15点 | 15 | 8 | 4 | 0 |
| | | 開発件数は複数の商品又は商品パッケージとなっているか。 | 2(2)② | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 3 アイヌ文様デザインを活用した新規開発商品・既存商品の販路拡大 (20点) | アイヌ文様デザインの普及啓発に繋がるような販路拡大の方法の提案内容になっているか。 | 2(3)① | 15点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| | | 販路拡大の取り組みに伴う商品等の経費を計上しているか。 | 2(3)② | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 4 アンケート調査の実施 (15点) | 効果的に実施できるような構成内容の提案になっているか。 | 2(4)① | 10点 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| | | 調査項目及び分析業務の実施内容は、工夫された内容になっているか。 | 2(4)② | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 経費積算 (5点) | 事業経費の見積金額は提案内容に対して妥当であるか。 | 3 | 5点 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 合 計 | | | 100点 | / | / | / | / |

8 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合と言い、本募集要項5(5)で示す項目に該当した場合を無効と言い、またプロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言うこととする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面(任意様式)により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

イ 提出方法

書面(任意様式)によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内(土曜日及び日曜日を含まない)に要求者に対し書面により行う。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最優秀提案事業者を審査委員会において選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書(様式第7号)により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、原則として、業務ごとに一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、市と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前払金も可とする。

(5)再委託について

事業の全部を第三者に一括して請け負わせる行為は認めない。技術的問題など合理的な理由がある場合に限り、業務の一部を再委託することは可能であるが、事前に書面にて市の承認を得ること。また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 スケジュール(予定)

| | | |
|----|-----|-----------------|
| 5月 | 15日 | 告示(参加表明書等の受付開始) |
| 5月 | 23日 | 参加表明書等提出締切 |
| 6月 | 7日 | 企画提案書提出締切 |
| 6月 | 16日 | 審査委員会 |
| 6月 | 26日 | 契約 |

11 事務局

釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室(担当:糸井)

〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号

電話:0154-67-2552 FAX:0154-67-2839

e-mail:agak-aynushisakusuishin@city.kushiro.lg.jp